

寄附金控除のご案内

社会福祉法人原峠保養園への寄付は、税法上の優遇措置があります。

個人の場合は、所得税にかかる寄附金控除の対象となります。また、法人の場合は、一般の寄付金とは別枠で損金算入することが可能です。

寄付金控除等を受ける場合には確定申告が必要となりますので、当園が発行します領収書は大切に保管してください。

1. 個人によるご寄付の場合

(1) 所得税について

下記の控除方法のいずれか一方を選択して申請することが可能です。

(寄付者ご自身で有利な計算方法をご選択ください。多くの場合、税額控除を選択されると所得税額が少なくなり有利となります。他方、所得税率の高い方は、所得控除を選択された方が還付される金額が大きくなる場合があります。所得税率につきましては、税務署のホームページにてご確認ください。)

<所得控除>

(その年中に支出した寄付金の合計額 - 2,000円) × 所得税率 = 寄附金控除額
・対象となる寄付金合計額は、総所得金額等の40%が限度です。

(計算例)

所得税率が20%の方が1年間に5万円の寄付をした場合の寄附金控除額

$$50,000円 - 2,000円 = 48,000円 \times 10\% = \underline{4,800円}$$

<税額控除>

(その年中に支出した寄付金の合計額 - 2,000円) × 40% = 寄附金控除額
・対象となる寄付金合計額は、総所得金額等の40%が限度です。
・控除の対象となる寄付額は、所得税額の25%が上限です。

(計算例)

1年間に5万円の寄付をした場合の寄附金控除額

$$50,000円 - 2,000円 = 48,000円 \times 40\% = \underline{19,200円}$$

(2) 住民税について

長野県・上田市にお住まいの方は、総所得金額等の30%を限度とする寄付金額について、県民税は税率4%、市民税は税率6%を乗じた額が、寄付をした翌年の個人住民税額から控除されます。(ご寄附いただいた翌年1月1日時点で、長野県、上田市に居住していることが条件となります。)

- ・上田市内にお住まいの方

(寄付金額 - 2,000円) × 10% = 寄附金控除額

(計算例)

1年間に5万円の寄付をした場合の寄附金控除額

$$(50,000円 - 2,000円) \times 10\% = \underline{4,800円}$$

- ・長野県内にお住まいの方

$$(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 4\% = \text{寄付金控除額}$$

(計算例)

1年間に5万円の寄付をした場合の寄付金控除額

$$50,000\text{円} - 2,000\text{円} = 48,000\text{円} \times 40\% = \underline{19,200\text{円}}$$

2. 法人(会社等)によるご寄付の場合

社会福祉法人への寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金と合わせ、一般寄付金の損金算入限度額は別に、「特別損金算入限度額」の範囲内で、損金に算入が可能です。

- ・一般寄付金の損金算入制度

$$(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100}) \times \frac{1}{4} \dots (1)$$

(計算例)

資本金等の額1,000万円、所得の金額1,500万円、
1年決算法人の場合の損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,500\text{万円} \times \frac{2.5}{100}) \times \frac{1}{4} = \underline{10\text{万円}}$$

- ・特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100}) \times \frac{1}{2} \dots (2)$$

(計算例)

資本金等の額1,000万円、所得の金額1,500万円、
1年決算法人の場合の損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + 1,500\text{万円} \times \frac{6.25}{100}) \times \frac{1}{2} = \underline{48\text{万}7,500\text{円}}$$

上記の(1)と(2)の合計額(上記の計算例では、58万7,500円)が損金算入できることとなり、「寄付金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります)と寄付先の法人等が発行する領収書の写しを添付して確定申告すると法人税が課税されません。